

平成30年度の単位数量当たり通常補てん積立金について

平成30年度における通常補てん積立金について、次のとおりとします。

1. 積立金の額

トン当たり1,800円（前年同額）

2. 負担区分

加入生産者	トン当たり	600円
加入2号会員・指定飼料会社	〃	300円
契約会員（全農）	〃	300円
契約会員（全農）	〃	600円（積増分）
合計	〃	1,800円

—関係条文—（業務方法書）

(1) 第11条

1 [略]

2 前項の単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、飼料月報（農林水産省生産局畜産部飼料課編）の配合飼料価格（全畜種加重平均（袋物、バラ）工場渡価格で、消費税額分及び地方消費税額分を含まないものとする。）の平均価格の1,000分の40以内において当該年度内の配合飼料原料の需給見通し及び前事業年度末における通常補てん準備財産の額を勘案して定めるものとする。

(2) 第12条

1 [略]

2 加入生産者の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、前条の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額の3分の1以上で、基金が評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、定めた額とする。

3 加入2号会員及び指定飼料会社の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、前項の加入生産者の負担する額の2分の1に相当する額とする。

4 契約会員の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、前条の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額から

第2項の加入生産者の負担する額及び前項の加入2号会員及び指定飼料会社の負担する額を差し引いた残額とする。ただし、配合飼料の前条第2項の平均供給価格の変動等特にやむを得ない事由があると認められる場合には、契約会員が負担する額から第2項の規定に基づき加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額を差し引いて得られた額の範囲内において、農林水産省生産局長と協議の上、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、毎事業年度の途中において単位数量当たりの通常補てん積立金の額を減額することができる。